

上尾市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 6 5 号

上尾市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

上尾市職員の退職管理に関する規則（平成 2 8 年上尾市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 2 項中「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 3 項第 1 号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 6 の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる場合（令和 9 年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「1 6 0 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。